

半田市遺児手当支給条例施行規則の一部を改正する規則を「」に公布する。

令和八年一月二十日

半田市長 久世 孝宏

### 半田市規則第三号

#### 半田市遺児手当支給条例施行規則の一部を改正する規則

半田市遺児手当支給条例施行規則（昭和四十九年半田市規則第八号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項第一号中「住民票の写」を「住民票の写し」に改める。

#### 附 則

「」の規則は、公布の日から施行する。